

## 女性の活躍を支援するための補助金制度について

2012年10月24日（水）

関西学院大学経済学部 上村敏之

### 1. 考え方

○人間は生まれる際に性別を選ぶことができない。男と女のどちらになるかは、本人の責任ではない。一般的に、本人の責任でない運の配分に起因する結果の不平等は、ある程度は何らかの政策によって是正されることが是認される。ただし、運の配分が不平等だとしても、結果の不平等のどの部分が本人の努力であり、どの部分が当初の運の配分に起因するかを計測することは難しい。

○水平的公平は「等しい人々の等しい取り扱い」を要求する公平原則だが、そもそも機会が等しくない場合は、その機会の不平等を何らかの政策によって是正してゆくことが要請されるべきである。

○男女の性別が「無知のヴェール」に覆われるなら、その「原初状態」から離脱した望ましい社会として、男女共同参画社会が選ばれるはずである。また、機会の不平等の存在によって能力の向上が困難な人々に対し、何らかの政策が必要である。

○ただし、必要な政策が補助金であるかどうかは、議論すべきところである。

○男女共同参画社会基本法の存在が、男女共同参画社会の実現が望ましいという国民の意志だとすれば、その社会の実現を政策目的として補助金を用いることに問題はない。

○男女間で結果の平等が著しく損なわれている分野については、社会構造的な問題によって機会の平等が損なわれているかどうかを判断した上で、補助金を活用して改善を図ることは問題とはならない。

○女性の活躍による経済活性化が男性のそれよりも大きいことが実証的に示された上で、日本全体ないし地域の経済活性化が促進できると考えられるならば、女性の活躍を支援するための補助金は支持されてもよい。

○税制など財政制度により、経済主体の経済行動に歪みがある現状に対し、新たな補助金で新たな歪みを与えることが、セカンドベストの意味で経済厚生を高める可能性もある。

## **2. 「義務的補助金」と「奨励的補助金」**

○その際、政策目的は機会の平等の確保であり、対象となる分野の選定が重要なのであって、義務的補助金でも奨励的補助金でも、その政策目的が達成できる補助金であれば、活用は考えられる。

○とはいえ、義務的補助金に男女共同参画社会の実現という政策目的を持たせることは、義務的補助金に複数の政策目的を持たせる恐れがある。義務的補助金は副次的な効果の期待にとどめ、政策目的を設定しやすい奨励的補助金の活用が望ましい。

○ただ、補助金の活用によって改善できるのは観測可能な結果の平等であり、度が過ぎると一方の不利益が発生し、その経済主体のインセンティブを損なう可能性がある。補助金の活用については、一方に不利益が生じないよう配慮することが不可欠である。

### **3. A. 女性の活動支援を含む男女共同参画社会の実現を目指した活動自体に対して交付する補助金等**

**B. 女性であることを要件とする、又はそれによって金額の加算や要件の緩和等が行われる補助金等**

**C. 一般的な補助金等の交付に当たり、男女共同参画社会の実現に一定の貢献をしていることを交付条件とする補助金等**

○地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」すなわち公益性が認められれば、補助金を活用できる。

○男女間で結果の平等が著しく損なわれている分野に関し、補助金による政策効果が公益性をもつ活動につながる場合は、上述の補助金を活用することに問題はない。

○補助金を活用する分野については、閣議決定された男女共同参画基本計画で示された各分野が候補となる。政策目的も示されている。ただし、閣議決定の重みをどこまで評価するか、さらには内閣が替わった場合でも、持続性があると考えられるかどうか。

○補助金の制度化に関しては、金額加算や要件緩和などの手段の違いによって、どの政策

目的の達成を目指すのか、どの程度の歳出規模が必要で、どの程度の政策効果をもち、どの程度の政策目的を達成しうるのかが検討すべき課題となる。

○金額加算や要件緩和の程度は、当初は期待される政策効果によって設定される必要がある。また、男女間における結果の不平等の程度によって、金額や要件緩和の度合いが決められてもよい。補助金の実施後は、継続的に政策効果を測定し、金額加算や要件緩和の程度を調整してゆけばよい。

#### **4. 予算に対する国会の議決との関係について**

○補助金は負担と表裏一体であり、納税者の理解が欠かせない。その意味でも、補助金を活用する意義、政策目的、政策効果が説得的であり、広く共有されることが重要である。

○予算における議決科目は「項」までであり、「目」の区分となる補助金にポジティブアクションの要素を取り入れることに形式的な問題はないが、かといって予算は強制的に国民から徴収される租税負担によって構成されるため、納税者の理解は重要である。

○予算編成過程においては財務大臣に対し、上述の補助金もつ意義、政策目的、政策効果が説得的に説明されることが必要である。

○また、決算において、当初の政策目的が達成できたかの事後的なチェックを含め、PDCAサイクルの確立が必要である。

以上